病院・診療所の
連携に関連するポイント

心不全再入院予防継続管理料
特定機能病院等紹介患者受入加算

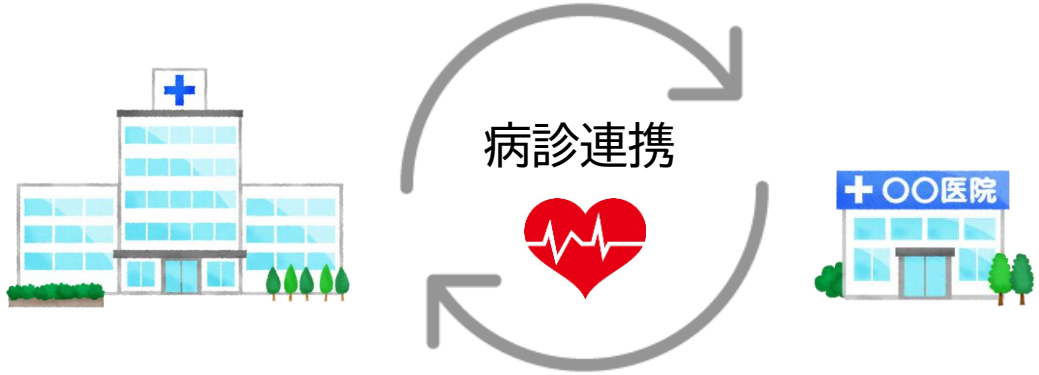

令和8年7月31日

心不全再入院予防継続管理料①

急性心不全の退院後、地域で連携して再入院を防ぐための新評価



＜病院＞

管理料1 1,000点	• 心不全再入院予防チームによる計画的な評価、治療 • ガイドラインに基づく心機能の評価、原疾患の精査、リスク評価、必要な治療

退院後は外来へ

管理料2（病院） 1～6回目：700点／7回目以降：225点	管理料3（診療所） 1～6回目：400点／7回目以降：225点
• 療養指導、食事指導、運動指導のうち、いずれかを1つ以上を個別に合計30分以上	• ガイドラインに基づき、治療効果の評価等を実施し、必要な治療を継続して実施

▼ 主な施設基準と心不全再入院予防チームの要件

- 医師（心不全指導歴 5年以上）
- 看護師／保健師（心不全指導歴 3年以上）
- 管理栄養士（心不全指導歴 3年以上）

<望ましい>いずれか心不全の予防指導に係る適切な研修を修了

【管理料1・2の医療機関】

- 一般病棟入院基本料、7対1、10対1などの届出病棟
- 心大血管疾患リハビリテーション料の届出
- 院内および管理料3の医療機関を対象とした研修会を年1回以実施
- 管理料3を算定する医療機関の求めに応じて栄養食事指導を行う

心不全再入院予防継続管理料②

診療所：心不全再入院予防継続管理料3のポイント

算定点数：1～6回 400点／7回目以降 225点



管理料1
算定



管理料1・2算定後、6ヶ月以内の連携





（月1回・最大1年間）

①診療所のチーム体制（施設基準）

医師 ＋ 看護師・保健師
（うち1名以上は常勤）



指導計画の作成





薬剤師



理学
療法士

望ましい
（配置義務なし）

②管理栄養士との連携（外部連携可）

栄養食事指導を行う体制





栄養ケア・
ステーション



他病院の
管理栄養士

管理栄養士

自院に不在でも、
外部連携による
対応で要件クリア

③地域連携・研修



病院主催研修会

所在地域の「管理料1・2」届出病院が主催する研修会に参加

④請求・レセプトの注意点

- 心不全が主病の「特定疾患療養管理料」と、慢性心不全のみを対象とする「地域包括診療料」は、同月内の算定は不可。
- 心不全リスクの評価結果、指導計画および実施内容を、診療録や各種指導記録に記載又は添付。

心不全再入院予防継続管理料③

診療所：心不全再入院予防継続管理料の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1. 届出区分（該当する届出事項を全て〇で囲むこと）	1：心不全再入院予防継続管理料1及び2 2：心不全再入院予防継続管理料3

- 【2】を〇で囲む

3. 心不全再入院予防チーム（選択式の場合、該当するいずれか1つを〇で囲むこと）

① 心不全指導の経験を有する医師1

氏名	
経験年数	年
勤務形態	1：常勤　2：非常勤
専従・専任の別	1：専従　2：専任
研修受講	1：有　2：無

- 氏名、経験年数を記載
  （注）施設基準は5年以上
- 勤務形態【1】を〇で囲む
- 専従・専任の別は【1】【2】いずれかを〇で囲む
- 研修受講は【1】【2】いずれかを〇で囲む
  （注）心不全の予防指導に係る研修

④ 心不全指導の経験を有する看護師又は保健師1

氏名	
経験年数	年
勤務形態	1：常勤　2：非常勤
専従・専任の別	1：専従　2：専任
研修受講	1：有　2：無

- 氏名、経験年数を記載
  （注）施設基準は3年以上
- 勤務形態以降は医師と同様の内容を〇で囲む

心不全再入院予防継続管理料④

診療所：心不全再入院予防継続管理料の施設基準に係る届出書添付書類

管理料3のみを届け出る場合であって、専任の管理栄養士が不在の場合		
	地域の保険医療機関等と連携し、栄養食事指導を行う体制	1：有　　2：無
	連携保険医療機関等の名称	
	管理栄養士の氏名	

7. 地域研修会の開催・参加状況		
	1年に1回以上の研修会の開催・参加	1：有　　2：無
	開催・参加年月日	年　　月　　日

- 【1】を〇で囲む
- 連携保険医療機関の名称及び管理栄養士の氏名につきましては、研修に参加（予定）される病院へお問い合わせください

（注）研修会時にお伝えされるものと思われます

- 研修会参加後であれば【1】を〇で囲み、開催・参加年月日を記載してください

（注）「記載上の注意」2を参照の上、研修会の参加名等を記載した概要を添付

- 研修会参加予定であれば【2】を〇で囲み、開催・参加年月日に開催予定日を記載してください

（注）「記載上の注意」3を参照の上、研修会の書類を添付

［記載上の注意］

1. 研修については、心不全の予防指導に係る適切な研修を受講の有無について記載すること。（心不全予防チームに所属する者のいずれかは、心不全の予防指導に係る適切な研修を修了した者であることが望ましい。）
2. 「6」及び「7」については、研修会の目的、参加した職員名、及び開催日時等を記載した概要を添付すること。
3. 「6」及び「7」について、新たに届出を行う保険医療機関については、当該届出を行う日から起算して1年以内に研修会等を開催することが決まっている場合にあっては、研修会の開催予定日がわかる書類を添付すること。

特定機能病院等紹介患者受入加算

①算定できる医療機関

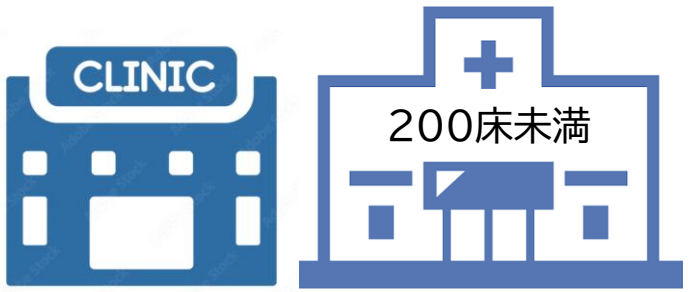

診療所　　中小病院

初診時に＋60点算定
施設基準の届出不要

②紹介元の対象病院（大病院）

- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
- 紹介受診重点医療機関
- 許可病床400床以上の病院

特定機能病院等から
紹介を受け初診を
行った場合



③受付でのポイント

病院からの紹介状等を確認 → 初診料 60点（再診不可）

（神戸市西区・垂水区・須磨区）

- ✓ 西神戸医療センター（地域医療支援）
- ✓ 兵庫県立リハビリテーション中央病院（紹介受診重点）
- ✓ 神戸掖済会病院（地域医療支援）
- ✓ 神戸医療センター（地域医療支援）